

第6勘定は「統合外国勘定」である。これは各部門における対外取引、すなわち、居住者と非居住者間のすべての取引を統合したものである。すなわち、第1から第5までの勘定を統合することによって、この勘定が引出される。

貸方には、財貨・サービスの輸入と、要素所得、および振替の支払が示される。借方には、財貨・サービスの輸出と、要素所得と振替の受取が示される。この勘定は、外国の側からみる勘定構成となるため、貸方・借方は第1から第5までの勘定とは反対である。したがって、収支のバランス項目は、貸方に、「外国に対する債権の純増」として示される。

以上において、概観したように、この勘定体系は、第一に、明確に「国民」概念を採用している。

第二に、すべての勘定項目は、必ず、他勘定において対応項目をもっている。このようにすべての勘定項目が対応項目をもち、相互に斉合性 (Consistency) を保っている勘定体系を、完全接合方式 (Fully articulated system) の勘定体系とよぶ。わが国の勘定体系は、現在のところまだ、完全接合方式はなっていない。

(参考) 国民経済計算審議会の国民所得勘定体系 (案)

1. 国民総生産と総支出勘定

| 借 方 | 貸 方 |
|------------------------|--------------------------|
| 1.1 要素費用表示の国民所得 (2.10) | 1.5 民間消費支出 (3.1) |
| 1.2 資本減耗引当 (5.3) | 1.6 政府の財貨サービス経常購入 (4.1) |
| 1.3 間接税 (4.8) | 1.7 国内総資本形成 (5.1) |
| 1.4 (控除) 補助金 (4.2) | 1.8 輸出と海外からの所得 (6.1) |
| | 1.9 (控除) 輸入と海外への所得 (6.4) |
| 市場価格表示の国民総生産 | 市場価格表示の国民総支出 |

2. 統合所得分配勘定

| 借 方 | 貸 方 |
|-------------------------|------------------------|
| 2.1 雇用者所得 (3.7) | 2.10 要素費用表示の国民所得 (1.1) |
| 2.2 個人業主所得 (3.8) | |
| 2.3 個人の財産所得 (3.9) | |
| 2.4 法人企業から個人への振替 (3.10) | |
| 2.5 法人留保 (5.4) | |
| 2.6 法人税 (4.7) | |
| 2.7 政府の事業および財産所得 (4.12) | |
| 2.8 (控除) 公債利子 (4.13) | |
| 2.9 (控除) 消費者負債利子 (3.11) | |
| 要素費用表示の国民所得 | 要素費用表示の国民所得 |

3. 個人の処分勘定

| 借 方 | 貸 方 |
|-----------------------|-------------------------|
| 3.1 民間消費支出 (1.5) | 3.7 雇用者所得 (2.1) |
| 3.2 個人税および税外負担 (4.6) | 3.8 個人業主所得 (2.2) |
| 3.3 社会保険にたいする負担 (4.9) | 3.9 個人の財産所得 (2.3) |
| 3.4 政府へのその他の振替 (4.10) | 3.10 法人企業から個人への振替 (2.4) |
| 3.5 海外への振替 (6.5) | 3.11 (控除) 消費者負債利子 (2.9) |
| 3.6 個人貯蓄 (5.5) | 3.12 政府からの振替 (4.3) |
| | 3.13 海外からの振替 (6.2) |
| 個人所得の処分 | 個人所得 |

4. 政府の処分勘定

| 借方 | 貸方 |
|-------------------------|-------------------------|
| 4.1 財貨サービス経常購入 (1.6) | 4.6 個人税および税外負担 (3.2) |
| 4.2 補助金 — (1.4) | 4.7 法人税 (2.5) |
| 4.3 個人への振替 (3.12) | 4.8 間接税 (1.3) |
| 4.4 海外への振替 (6.6) | 4.9 社会保険にたいする負担 (3.3) |
| 4.5 政府経常余剰 (5.6) | 4.10 個人からのその他の振替 (3.4) |
| | 4.11 海外からの振替 (6.3) |
| | 4.12 政府の事業および財産所得 (2.7) |
| | 4.13 (控除)公債利子 (2.8) |
| 経常支出 | 経常収入 |

5. 統合資本形成勘定

| 借方 | 貸方 |
|------------------------|------------------|
| 5.1 国内総資本形成 (1.7) | 5.3 資本減耗引当 (1.2) |
| 5.2 外国にたいする債権の純増 (6.7) | 5.4 法人留保 (2.5) |
| | 5.5 個人貯蓄 (3.6) |
| | 5.6 政府経常余剰 (4.5) |
| 総資本形成 | 総貯蓄 |

6. 統合外国勘定

| 借方 | 貸方 |
|-----------------------|------------------------|
| 6.1 輸出と海外からの所得 (1.8) | 6.4 輸入と海外への所得 — (1.9) |
| 6.2 海外から個人への振替 (3.13) | 6.5 個人から海外への振替 (3.5) |
| 6.3 海外から政府への振替 (4.11) | 6.6 政府から海外への振替 (4.4) |
| | 6.7 外国にたいする債権の純増 (5.2) |
| 合計 | 合計 |

IV わが国の国民所得勘定

1. 現行勘定体系の概要

わが国の現行国民所得勘定の基本的体系は、つぎに示されるように、国民経済全体について総合した総括勘定および各経済部門別に設定された4つの個別勘定ならびに国民所得の循環の3面(生産、分配、支出)を示す3つの付表からなっている。

| | | | |
|--------|--------------------------------|---------------------|------------------------------|
| 国民所得勘定 | 総括勘定 | 国民総生産と総支出……………第1表 | |
| | | 個別勘定 | (1) 個人所得とその処分 (個人勘定)……………第2表 |
| | | | (2) 財政収支 (財政勘定)……………第3表 |
| | | | (3) 海外収支 (海外勘定)……………第4表 |
| | (4) 総貯蓄と総資本形成 (貯蓄投資勘定)……………第5表 | | |
| | 付表 | (1) 産業別国民所得……………第6表 | |
| | | (2) 分配国民所得……………第7表 | |
| | | (3) 国民総支出……………第8表 | |

上記に示される各勘定および付表の意味・役割や構成内容について、その概要を述べれば、つぎのようである。

(1) 「国民総生産と総支出」—第1表

この勘定は、本来国民経済の総合生産勘定として、国民所得の生産面(ないし分配面)と支出面のバランスを示すものであり、現行の形式では、国民総生産と国民総支出とを受払の見合いのかたちで示している。

これは国民経済の活動を全体について最終的に要約した示したかたちで、以下に述べる各個別勘定を総合することにより、とりまとめられる総括勘定にあたるものである。

この勘定の受取側に示される国民総支出は国民の生み出した最終生産物の取得のための支出、つまり、観点をかえれば売上の面を示すのに対し、支払側に示される国民総生産(費)はその最終生産物の生産に要した費用の面を示すものである。概念上の範囲と評価基準を等しくするときは、両者の推計値は一致すべきものである。推計の実際上、国民総支出は通常市場価格表示による総概念

としてとらえられるので、それを基準として国民総生産とバランスさせるためには、国民総生産もまた市場価格表示による総概念に調整してとらえる必要がある。このような関係から、国民総生産の構成項目は要素費用で測定される国民所得を主要項目とし、そのほかに上記の調整のための役割を果たす純間接事業税（間接事業税一補助金）および資本減耗引当とからなっている。

国民総支出と国民総生産のバランスは、理論上からいえば、上記の諸項目によって当然成立すべきものであるが、推計の実際面においては、両者の各構成項目それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるために、どうしても計数上若干の不一致はまぬがれない。そのため統計上の誤差や脱漏にもとづくと思われる受払の差額をとくに「統計上の不突合」として、国民総生産の側に計上し、計数上の一致をはかることとなっている。

なお、この統計上の不突合を国民総支出の側に計上しないで国民総生産の側に計上することとなっているのは、両者の推計結果の精度の高低についての判定といった特別の理由によるものではなく、むしろ国際的慣行に従っているものといえる。

（付） 総供給と総需要

国民総生産と総支出の勘定から、その構成内容を若干組み替えることにより、総供給と総需要の勘定が容易に導き出せる。

すなわち、国民総生産と総支出の勘定の受取側から、国民総支出の控除項目としての構成内容である「輸入と海外への所得」を支払側に移して、国民総生産に加えると、その合計額は「国民総供給」となり、受取側に残された諸項目すなわち「個人消費支出」、「国内民間総資本形成」、「政府の財貨サービスの購入」および「輸出と海外からの所得」を合計したものは、「国民総需要」となり、両者は当然にバランスすることとなる。

国民経済の変動の要因や形態を記述するには、この需給バランスの方が国民総生産と総支出のバランスよりも比較的分りやすい面もあるので、国民所得分析においても、この需給バランスの分析のかたちでよく利用されるようになった。

(2) 「個人所得とその処分」—第2表

この勘定は、たんに個人勘定とも呼ばれ、個人部門の経常収支を総合してあらわしたものである。ここにいう個人とは生産諸要素を提供する居住者のうち、普通にいわれる個人（家計）ばかりでなく、個人にサービスを提供する非営利団体や、さらに個人企業も含まれており、したがって、ここにとりあげられる個人所得勘定はいわゆる混合所得の勘定としてとらえられたものである。

この勘定の受取側に計上される個人所得は個人が一定期間中に実際に受取った所得を所得税等の直接税的負担の控除前でとらえたものである。つまりこの場合の個人所得は、国民所得が「発生主義」でとらえられるのに対し、とくに「受取主義」でとらえられることになっているのであって、その内容については、分配国民所得の面ではとらえられる個人部門関係の所得に対し、社会保険負担の控除や振替所得の導入がなされている。これは、個人部門を主体としてみる場合、発生主義でとらえられる所得よりも受取主義でとらえられる所得が個人部門の購売力をよりよく反映するなどの理由によるものである。

したがって、この勘定の受取側にあげられる個人所得の構成項目としては、分配国民所得の構成項目のうち個人部門に属する「勤労所得(発生)」、「個人業主所得(発生)」、「個人賃貸料所得」、「個人利子所得」、「海外からの純所得」、および「消費者負債利子」(控除項目)が計上され、ついで別の部門で発生した所得で、個人の受取となる「個人配当所得」や「振替所得」が計上され、最後に上記の勤労所得(発生)、個人業主所得(発生)に含まれる「社会保険負担」を控除項目として計上し、受取主義による個人所得総額が求められるよう調整がはかられている。

つぎに、この勘定の支払側に示される所得の処分面の構成項目は、「個人消費支出」、「個人税および税外負担」、「海外への純送金」および「個人貯蓄」の4項目からなっている。上記の個人貯蓄以外の3項目は、それぞれ後に述べる国民総支出、財政収支、海外収支でとらえられるものが、そのままここに計上される。そしてその3者の合計額を個人所得の総額から差し引いた残りが国内における個人純貯蓄として求められ、この個人貯蓄の項に計上される。つまり、この個人貯蓄は残差計算により間接的に求められているわけである。

なお、個人所得から個人税および税外負担を差引いたものをとくに個人可処分所得と呼び、この勘定表の欄外に計上されているが、個人部門の所得に対する消費や貯蓄の割合を求める場合などには、通常この個人可処分所得を基準として、それに対する消費や貯蓄の割合が用いられている。

(3) 「財政収支」—第3表

この勘定は、「財政勘定」または「政府勘定」とも呼ばれ、財政の経済活動を収入と支出のバランスとして集約したものである。もっとも、財政の収支といっても、対民間のみをとりあげる国庫収支や財政による投融資のみをとりあげる財政投融資勘定などいろいろのものが考えられるが、ここでとりあげられるものは、わが国の国民所得の形成に直接関係のある面においての、対国民経済全体の財政収支である。いいかえれば、この勘定は国（中央政府）および地方公共団体（県市町村などの地方政府）による財政活動を受払の形式で要約した政府の経常勘定であり、その構成内容は民間経済との交渉を明らかにして、国民経済の運営に対する政府の役割を分析することができるようにしくまれている。

この勘定の構成内容についてみると、収入側は、「個人税および税外負担」、「法人税および税外負担」、「間接事業税」、「官公事業剰余等」、「社会保険に対する負担」、「政府の負債利子」（控除項目）からなっている。そのなかで、官公事業剰余等は政府によるただ一つの生産取引による所得の受取である。つぎに支出側は、「政府の財貨サービス経常購入」、「振替支出」、「補助金」、「海外への純支出」および「政府経常剰余」の5項目からなっている。その最後に計上される政府経常剰余は、それ以外の4つの支出項目の合計額を収入総額から差引いた残りとして求められるもので、前述の個人勘定の場合でいうと、個人貯蓄に相当し、いわば政府貯蓄というべきものである。また、政府の財貨サービス経常購入は投資支出を含まない経常支出に限定されるもので、個人勘定の場合における個人消費支出に相当するものである。振替支出は、たとえば、恩給年金、生活保護費、各種社会保険の給付金など政府が反対給付を受けないで、個人（家計）に対し一方的に支出するもので、主として社会保障的な立場に立ち、所得分配上大きな役割を果すものである。これは個人勘定の受取側で同額が振替所得として計上されるこ

とは、前述のとおりである。補助金は、政府が企業に交付する価格差補給金や損失補償金などの経常勘定上の補助金に限られるもので、つまり、企業の所得に含まれて分配所得に算入されているものである。海外への純支出は対外援助物資などの政府純贈与として海外へ支払われる一方的移転支出である。

(4) 「海外収支」—第4表

この勘定は、「海外勘定」とも呼ばれ、わが国の経済と海外の経済との間に発生する経常的な取引を収支のバランスに要約したものである。この勘定の収支についての見方は海外部門を主体としてみた立場に立つもので、わが国の側からみる場合と逆の見方になっている。つまり、海外の受取はわが国の支払であり、海外の支払はわが国の受取を表わしている。

この勘定の支払側（わが国の受取）は「財貨サービスの輸出」、「海外からの所得受取」、および「海外人本邦内消費」とからなっており、受取側（わが国の支払）は「財貨サービスの輸入」、「海外への所得支払」、「本邦人海外消費」および「経常海外剰余」からなっている。

この経常海外剰余は、上記のように、経常的な取引の受払の差引残額として求められるもので、さきに述べた個人勘定の個人貯蓄、政府勘定の政府経常剰余に相当するものである。また、この経常海外剰余は、別途国際収支表上の経常勘定から求められる国際収支差から、たとえば対外援助物資などの政府純贈与（政府純支出）および個人送金純受取といった一方的移転支出を差引くことによっても求められる。

(5) 「総貯蓄と総資本形成」—第5表

この勘定は、たんに「資本勘定」とも呼ばれ、国民経済を構成する一つの機能的な部門として擬制される資本部門への追加を示す貯蓄投資勘定であって、各経済部門が国民資本の増加に対してどのように寄与したかを、物的投資とその源泉としての貯蓄との両者のバランスとして、要約して示したものである。

この勘定の受取側には、すでに上記の諸勘定において述べたような、各経済部門の純貯蓄を示す「個人貯蓄」、「法人留保」、「政府経常剰余」に加えて各経済部門にまたがる「資本減耗引当」が、さらに控除項目として「国際収支差」が

計上され、それらの合計額は国内における総貯蓄を示すことになっている。それに対し、支払側には、国内における総資本形成が民間部門と政府部門との両者に分けて計上されている。

この総貯蓄と総資本形成のバランスは、本来以上に述べられた諸項目によって両者のバランスが理論上成立すべきものであるが、各部門の貯蓄がそれぞれ収支の差引残額によって算出されていることと関連して、総括勘定の項で述べた国民総生産と国民総支出のバランスにおける「統計上の不突合」がこの勘定の総貯蓄の側にすべてシワ寄せされることになっている。したがって、貯蓄・投資勘定のバランスが計数的に成立するためには、貯蓄の側の構成項目として、「統計上の不突合」を加えることが必要となっている。

(6) 「産業別国民所得」・「分配国民所得」・「国民総支出」—第6,7,8表

わが国の国民所得勘定においては、上記の勘定形式によるものほか、国民所得の循環形態としての生産、分配、支出の3面を示す産業別国民所得、分配国民所得、支出国民所得の3つの付表が設けられている。

これらの国民所得の各系列およびそれらの構成項目は上記の国民所得の諸勘定を構成するための基礎となっているものである。

しかしながら、それぞれの意味や構成内容については、V勘定項目の定義と推計方法の箇所でも詳細に述べられているので、ここではそれらの参照に譲ることとする。

2. 現行勘定体系の特徴と問題点

わが国の国民所得勘定は終戦後その発展の当初においては、もっぱら米国方式になって出発し、国連標準方式をも可能な限りとり入れながら、昭和25～6年ごろその原型が固められたものである。その後国連標準方式の改訂とくにエカフェ方式の提案に即応するとともに、他方わが国の経済構造やその発展段階に適應し、また推計に利用される基礎統計の実情にも対応するように考慮が払われながら、漸次体系を整えてきたものである。

したがって、わが国の現行国民所得勘定の特徴は国際比較の可能性とわが国の経済構造への適應性と統計事情の制約の3者の相互交渉のなかで、また充分

に体系化されておらず、また完全に接合した方式がとられてないという点に求められよう。

これをいいかえれば、現行国民所得勘定にはまだ改善整備されるべき余地がかなり残されているが、そのような問題点のなかで最も大きな課題は企業部門についての独立した勘定を欠いていることである。

そもそも国民所得勘定の設計にあたって、その体系上もっとも問題となるのは経済部門の分割と構成内容の分類である。経済部門の分割については、前に述べたように、理論上、家計、企業、政府、海外および資本の5つの経済領域の区分によることが基本的な方式と考えられるが、わが国の場合、個人（家計および個人企業を含む）、政府、海外および資本（貯蓄投資）の4部門に分割されたままに終わり、法人企業を中心とする企業部門についての個別勘定が設定されるに至っていない。これと関連して、各勘定を構成する受払の構成項目も所得循環のすべての面にわたって完全に接合関係を示すまでに至っていない。

さらにまた、最近先進諸国においては国民所得勘定を中核として、産業連関表、マネーフロー表、国民資本勘定および国際収支表などを統合した国民経済計算の体系の発展・確立がすすめられる機運を迎えるに至っているが、わが国においても、前述のように、経済企画庁において、昭和34～36年度にかけて、「国民経済計算調査委員会」が組織され、ついで昭和38～39年度にかけて「国民経済計算審議会」が設置せられ、国民経済計算の統合化が逐次推進されているので、その線に沿って現行国民所得勘定の体系は改善整備せられ、問題点の是正がすすめられるものと考えられる。

(参考) 勘定と表の見方

わが国の現行国民所得勘定は、以上にみてきたように、勘定形式を中心としてかなり複雑なしくみをもった統計諸表からなっている。

そのため、これらの統計諸表を利用するにあたっては、勘定体系のしくみや関連諸表の構成の詳細について具体的な理解が必要である。このような理解に導くために、現行国民所得勘定の各勘定表には、すべての構成項目にそれぞれの対応項目や関連項目との間の相互関連を示すための一連の関連番号がつけら

れている。

したがって、実際的利用のうえから、国民所得の諸勘定表やそれらに計上されている諸項目を通して、国民所得勘定のしくみを体系的にとらえ、それによって国民所得の循環を各面にわたって矛盾なくとらえるためには、上記の関連番号を追うことによって、各構成項目の概念や相互関連の理解をすすめることがもっとも効果的であり、また必要であると考えられる。

V 勘定項目の定義と推計方法

この章では、前章で述べたわが国現行の国民所得勘定を構成する諸勘定や付表のしくみに従って、それらの勘定や付表を構成する諸項目の定義や推計方法について、個々に説明する。

第1表 国民総生産と総支出

国民総生産と総支出の勘定は、前章において述べたように、各個別勘定および付表を総合整理することによって作成される総括勘定であるので、それを構成する諸項目のほとんどは個別勘定か付表のいずれかに主要項目として計上されている。

そこで、それらの各勘定項目の定義や推計方法については、以下個別勘定ないし付表の説明の関連のところでも述べることにし、ここでは、総括勘定の構成上とくに述べるべき3つの項目、すなわち「国民総生産(費)」、「国民所得」および統計上の不突合の定義についてのみ述べることにする。

国民総生産(費)

国民総生産と総支出の勘定の支払側の合計としてあげられている「国民総生産」は「国民総生産費」と呼ぶべきものであって、国民が一定期間に生み出した最終生産物の生産に要した費用の額を示すものである。したがって、この「国民総生産費」は最終生産物の売上面を示す「国民総支出」の額と一致すべきものである。

「国民総生産」と呼ぶ場合、上記の国民総生産費をさす狭義の場合と、生産、支出のいずれの面を問わず、最終生産物としてとらえられる価値総額を総合するという広義の場合とがある。

通常、国民総生産は GNP (Gross National Product)、「国民総支出」は G

NE (Gross National Expenditure) と略称される。

国民所得

国民所得はもっとも簡単にいえば国民が一定期間に生み出した純生産物の価値のことである。この価値が一般に「所得」ということばでいいあらわされるのは、純生産物の価値がその生産にさいして使用された生産諸要素の所得(地代、賃金、利潤など)として分配されたものに等しいからである。

「国民総生産と総支出」の支払側に計上されている国民所得は「分配国民所得」について計測された計数がとられているが、その意味は上記の国民総生産費の構成項目として計上されているものである。

なお、国民所得は要素費用で評価されることは随所に述べるとおりである。

統計上の不突合

これについては、前章で総括勘定のしくみを述べる際に、ややくわしく述べたので、ここでは再述を避けるが、これを算式で示せば、国民総支出 - (国民所得 + 資本減耗引当 - 補助金 + 間接事業税) として求められ、「国民総生産と総支出」の勘定の支払側に計上され、バランス項目の役割を果している。

国民総生産と総支出の勘定の作成手続

この勘定の意味、役割、構成については、IVわが国の国民所得勘定の章で説明したとおり、国民の生み出した最終生産物の価値を費用と売上の面のバランスとして、国民経済全体について総括して示したものである。

したがって、この勘定の作成は、国民所得勘定全体の作成の手続からいえば、もっとも最後に行なわれる。すなわち、国民所得勘定の作成の順序を大きく分けると、まず、国民所得の循環の各面をとらえるものとして、付表の作成から着手される。すなわち所得の分配面を示すものとして第7表分配国民所得が、所得の支出面を示すものとして第8表国民総支出が推計され、ついで、所得の生産面を示すものとして第6表産業別国民所得が分配国民所得の組替えによって推計される。

(注) 国民所得の生産面を直接に推計したものを「生産国民所得」と呼び、「分配国民所得」の組替えによって産業別に国民所得の生産面を示すものをとくに「産業別国民所得」という。本来、国民所得の生産面は生産国民所得によってとら

えられるべきであるが、これは資料の関係から推計が時期的に遅れることと、推計結果の精度が相対的に低い面もあるので、別途試算として行なわれることとなっている。

つぎに、それらの付表の構成項目のうちの関連項目をとりまとめて、各個別勘定が作成される。その際各個別勘定の構成項目には付表の構成項目がそのまま利用されるか、または所要の組替えを行なったものが利用される。そして、それらの各個別勘定および付表の構成項目のなかから、「国民総生産と総支出」の勘定を構成する諸項目をとりまとめて、この総括勘定を作成する。

そこで、この勘定の作成の具体的な手続について順序を追って述べれば、つぎのとおりである。

まず後述の第8表でとらえられた「国民総支出」の総額を受取側の合計に計上し、そしてそれと同額を支払側の合計に計上し、「国民総生産」とする。

受取側の構成項目については、「個人消費支出」は第2表 個人所得とその処分の同項目（これは第8表国民総支出の「個人消費支出」に同じ）を、「政府の財貨サービス経常購入」は第3表 財政収支の同項目を、「国内総資本形成は第5表 総貯蓄と総資本形成の同項目を、「輸出と海外からの所得」および「輸入と海外への所得」は第4表 海外収支の同項目を計上する。これら諸項目は第8表 国民総支出の構成項目と全く同一であるか、あるいは一部組替えを行なったものにも相当する。したがって、上記諸項目の合計は「国民総支出」に当然一致するものである。

つぎに、支払側の構成項目については、まず第7表でとらえられた「分配国民所得」と同額を「国民所得」として計上し、この「国民所得」と「国民総生産」との概念上の範囲および評価基準の相違についての調整項目としてかかげられている「間接事業税」、「補助金」(控除項目)については、第3表 財政収支に示されるそれらの項目を、同じく「資本減耗引当」については、第5表 総貯蓄と総資本形成の同項目を計上する。そして、上記の諸項目の小計と国民総生産の差額を「統計上の不突合」として、支払側の最後の項目に計上する。この「統計上の不突合」は第5表 総貯蓄と総資本形成の同項目と計数的にも一致対応するものである。

このようにして、国民所得の循環を総合的に要約してとらえた総括勘定が個

別勘定との接合を保ったかたちで作成されるわけである。

しかしながら、国民所得勘定の作成の実際について特記すべきことは、以上に述べたような付表の作成から、個人勘定の作成、総括勘定の作成に至る過程は手続の一順を示したに過ぎないのであって、もっとも典型的な加工統計である国民所得勘定が受払のバランスのとれた精度の高いものとして作成され、公表されるに至るまでには、以上に述べたような手続が幾回となく繰り返され、それによって各構成項目それ自身の精度、各個別勘定のバランスや精度の検討が個別に加えられながら、最終的には国民経済全体の立場から国民総生産と総支出のバランスや精度が総括的に検討・追求されていることである。このことは総括勘定の作成のうえに典型的にあらわれてくる国民所得勘定作成上の特徴である。

なお、この総括勘定としての「国民総生産と総支出」の勘定を構成する諸項目の定義や推計については、以下の各個別勘定や付表の説明においてとりあげられる。

第2表 個人所得とその処分

個人所得（支出）

個人所得は、勤労者や個人業主をはじめ、土地・預金・有価証券などの個人財産所有者などが一定期間に実際に受取った所得（個人税および税外負担を含む）を示すものである。その構成は、勤労所得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・個人配当所得・海外からの純所得・振替所得・控除項目として社会保険に対する負担・消費者負債利子の9項目からなっている。

個人所得の処分を示す個人支出は個人消費支出・個人税および税外負担・海外への純送金・個人貯蓄の4項目からなっている。

勤 労 所 得

第7表 勤労所得の項参照。

個人業主所得

第7表 個人業主所得の項参照。

個人財産所得

第7表 個人賃貸料所得・個人利子所得・法人所得のうち個人配当所得の項

参照。

海外からの純所得

第4表 海外からの純所得の項参照。

消費者負債利子

第7表 政府と消費者の負債利子の項参照。

社会保険に対する負担

第3表 社会保険に対する負担の項参照。

振替所得

第3表 振替所得の項参照。

個人消費支出

第8表 個人消費支出の項参照。

個人税および税外負担

第3表 個人税および税外負担の項参照。

海外への純送金

第4表 海外収支の個人送金純受取の項参照。

個人貯蓄

個人所得から、個人消費支出と個人税および税外負担・海外への純送金の3項目を差引いた残差として現在求められている。したがってこの個人貯蓄のなかには個人の現金・預貯金・有価証券投資・農家や非農家による住宅の純増加額・個人業主の生産施設への純投資・在庫品増加等の種々のものが含まれることになる。またこの個人貯蓄は差引残差として求められているために、個人所得とその処分勘定における推計上の不突合による誤差や脱漏も含まれることになる。

個人可処分所得

個人所得から個人税および税外負担を差引いたもので、国民の購買力を示すものである。この個人可処分所得は、まず個人消費支出にあてられ、その残額が個人貯蓄にむけられる。

第3表 財政収支

1. 政府の範囲および区分

国民所得勘定における財政部門の範囲と区分はつぎのとおりである。なお、政府企業には政府が全額出資しており、かつ、政府の強度の監督下におかれている企業を原則として採用している。

(1) 中央財政

i 一般会計

ii 非企業特別会計

①交付税および譲与税配付金特別会計 ②国債整理基金特別会計 ③賠償等特殊債務処理特別会計 ④国有財産特殊整理資金特別会計 ⑤特定物資納付金処理特別会計 ⑥外国為替資金特別会計 ⑦あへん特別会計 ⑧自作農創設特別措置特別会計 ⑨産業投資特別会計 ⑩経済援助資金特別会計 ⑪余剰農産物資金融通特別会計 ⑫開拓者資金融通特別会計 ⑬厚生保険特別会計 ⑭船員保険特別会計 ⑮国民年金特別会計 ⑯農業共済再保険特別会計 ⑰森林保険特別会計 ⑱漁船再保険特別会計 ⑲中小漁業融資保証保険特別会計 ⑳輸出保険特別会計 ㉑機械類賦払信用保険特別会計 ㉒木船再保険特別会計 ㉓自動車損害賠償責任再保険特別会計 ㉔労働者災害補償保険特別会計 ㉕失業保険特別会計 ㉖国立病院特別会計 ㉗特定土地改良工事特別会計 ㉘道路整備特別会計 ㉙港湾整備特別会計 ㉚治水特別会計 ㉛国有林野事業特別会計中の治山勘定

iii 企業会計

(i) 特別会計

①造幣局特別会計 ②印刷局特別会計 ③国有林野事業特別会計中の国有林野事業勘定 ④アルコール専売事業特別会計 ⑤郵政事業特別会計 ⑥郵便貯金特別会計 ⑦貴金属特別会計 ⑧食糧管理特別会計 ⑨米価安定特別会計 ⑩簡易生命保険および郵便年金特別会計 ⑪資金運用部特別会計

(ii) 政府関係機関

①日本専売公社 ②日本国有鉄道 ③日本電信電話公社 ④国民金融公庫 ⑤住宅金融公庫 ⑥農林漁業金融公庫 ⑦中小企業金融公庫 ⑧北海道東北開発公庫 ⑨公営企業金融公庫 ⑩中小企業信用保険公庫 ⑪医療金融公庫 ⑫

日本開発銀行 ⑬日本輸出入銀行

(iii) その他の政府企業

①日本住宅公団 ②日本道路公団 ③愛知用水公団 ④農地開発機械公団
⑤森林開発機械公団 ⑥特定船舶整備公団 ⑦首都高速道路公団 ⑧水資源開発公団 ⑨阪神高速道路公団 ⑩日本原子力研究所 ⑪原子燃料公社 ⑫帝都
高速度交通営団 ⑬電源開発株式会社

(2) 地方財政

i 普通会計

ii 事業会計

公営企業（水道、交通、電気、ガスその他、ただし病院を除く）

iii 収益会計

①病院事業 ②国民健康保険事業 ③収益事業（競馬、競輪、モーターボート競走、当せん金附証票の発売）

2. 財政収入

国民所得勘定における財政収支の規模を決定するものは前項(I)に示す政府部門の財政活動のうち、租税等の移転収入と政府企業の所得の受取からなる経常的収入である。

個人税および税外収入

直接税の個人負担分とそれに類する個人より政府に対する一方的支出であり、次の法人税および税外収入と共に、要素費用に包含され、国民所得を構成する。個人税としては、源泉所得税、申告所得税、相続税、都道府県民税と市町村民税の所得割および個人均等割等を取り、税外収入としては、国公立病院収入、国公立学校授業料、入学検定料、保健所使用料等をとる。これは「個人所得とその処分勘定」の処分項目となる。

法人税および税外収入

直接税のうち法人負担分とそれに類する法人より政府に対する一方的支出である。法人税としては、法人税の才入金額と都道府県民税、市町村民税の法人税割および法人均等割等を取り税外収入としては、日本銀行納付金、延滞金、加

算金等の法人負担分等をとる。これは法人所得の処分項目となる。

間接事業税

主として生産の局面で生産に際して課されるもので、要素費用で評価される国民所得の上に加わって市場価格ベースの国民総生産を形成する租税と、それに類する税外収入である。間接税としては酒税、砂糖消費税、物品税等であり、事業税を含む。税外収入としては日本専売公社納付金、各種手数料のうち法人負担分等をとる。

官公事業剰余等

官公事業の生産活動に伴って生じた所得を主として、これに一般会計、普通会計、非企業特別会計における賃貸料収入と利子配当金収入とを併せて計上する。官公事業剰余は各企業の損益計算書上の損益額をとるが、専売納付金、日銀納付金は税外収入に含めてある関係から利益金より控除する。

政府の負債利子

一般会計、普通会計および非企業特別会計における消費資金調達のための公債発行に伴う支払利子であり、国債整理基金特別会計の支払利子、割引料の支出済額より選定計上する。

社会保険に対する負担金収入

個人税および税外収入以外の主として社会保障制度における各種社会保険の保険料、納金、掛金等で、多くは雇用者と雇用主が負担する。医療保障としての健康保険、国民健康保険等と生活補償としての失業保険および年金、恩給としての厚生年金保険、恩給、共済組合掛金等からなる。以上のうち恩給は一般会計、特別会計の歳入決算の恩給法納付金と負担金を計上し、共済組合と国民健康保険とは事業年報と月報により、その他は各特別会計の決算額を基礎にして算出する。社会保険に対する負担金収入を発生額による個人所得から差引くことによって受取額による個人所得が算出される。

3. 財政支出

ここで計上されるのは政府の経常支出のみであり、資本支出は政府の経常剰余あるいは政府借入を通じて行われるとみなされる。